
種 別： 研究ノート

タイトル： 海洋保護区の国際法上の位置付けについて——チャゴス諸島海洋保護区に関する仲裁裁判（モーリシャス対英国）を題材に

著 者： 吉田 千枝子

所 収： 『上智法学論集』第58巻3-4合併号（平成27年3月）79-118頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

研究ノート

海洋保護区の国際法上の位置付けについて ——チャゴス諸島海洋保護区に関する仲裁裁判（モーリシャス対英国）を題材に

吉田千枝子

- 一. 始めに
- 二. チャゴス諸島紛争と仲裁裁判
 1. 背景
 2. 紛争解決手続
 3. 両当事国による書面手続
 - (1) モーリシャスの申述書
 - (2) 英国の先決的抗弁
 - (3) 英国の答弁書
 - (4) モーリシャスの抗弁書
 - (5) 英国の再抗弁書
- 三. 争点に関する考察
 1. 仲裁の管轄権に関する問題
 2. 実体的問題
 - (1) 海洋保護区の設定に関する問題
 - (a) UNCLOS における EEZ に関する規定との関係
 - (b) 歴史的権利、歴史的漁業権との関係
 - (2) 通報協議義務に関する問題
- 四. 結びに

一. 始めに

2010年12月、モーリシャスは、英国が2010年4月に、現在英国インド洋領土（British Indian Ocean Territory）（以下、「BIOT」）となっているチャゴス諸島周辺の領海及び排他的経済水域（以下、「EEZ」）に設定した海洋保護区に関する紛争について、海洋法に関する国際連合条約（以下、「UNCLOS」）の仲裁手

続を開始した。問題となっている海洋保護区は、チャゴス諸島の領海及びEEZ全域に設定され、その面積は603,600km²に及び、その全域が人の手による天然資源の取得がすべて禁止される「ノーテイク水域 (no-take zone)」とされている。これを受けて、2010年11月には、チャゴス諸島EEZ内のすべての漁業活動は終了した。チャゴス諸島に関しては、英国とモーリシャスとの間でその帰属が争われてきた経緯がある。モーリシャスは、独立直前に英国によって分離させられたチャゴス諸島の領有権を、独立後も主張し続けてきた。他方、チャゴス諸島最大の島であるディエゴガルシア島の海軍基地は、アメリカ軍のインド洋での最大の拠点であり、軍事戦略上の要衝となっている。2015年1月現在も、本件仲裁事件は係争中である。

近年、いくつかの国家によって、EEZにまで及ぶ大規模な海洋保護区が設定されている。先述の英国の保護区のほかに、オーストラリアのグレートバリアリーフ、キリバツのフェニックス諸島保護区、アメリカ合衆国のパパハナウモクアケア海洋ナショナルモニュメントなどが挙げられる。いずれも、10万km²を超える面積を占める巨大な海洋保護区であり、人の手による天然資源の取得がすべて禁止される「ノーテイク水域」を部分的に、あるいは全体的に含んでいる⁽¹⁾。

海洋保護区は主に、海洋環境の保護保全と生物多様性の保護の二つの目的から発展してきた制度である。希少又は脆弱な生態系を保護するためには、これまでの海洋法秩序における一般的な領海、EEZ及び公海の三分類と、沿岸国と旗国による海洋汚染の防止、軽減及び規制ならびに漁業資源の保存管理の制度では不十分であるとして、海洋環境の一部を明確にその周辺とは区別し、特別な措置の執行を行う海洋保護区の設定が近年、熱心に進められている。

海洋保護区については、様々な定義がそれぞれのフォーラムで乱立しており、未だ国際法上の定義が確立しているとは言えない状態であるが、その有用性については、今日、国際社会において、特に国際環境法の側面から認められつつある。

たとえば、1992年国際連合環境と開発会議によってリオデジャネイロで採択された行動計画「アジェンダ21」⁽²⁾ やその10年後の2002年ヨハネスブルクにおける持続可能な開発に関する世界サミットの履行計画⁽³⁾ は、生物多様

(1) Pierre Leenhardt *et al.*, "The rise of large-scale marine protected areas: Conservation or geopolitics?" *Ocean and Coastal Management Journal*, Vol. 85 (2013), p. 113.

(2) U.N. Doc. A/ CONF.151/26 (Vol. II), 13 August 1992, para.17.7.

性の維持のため、国家に対して海洋保護区の設定を要請した。さらに、2010年の生物多様性条約の第10回締約国会議で採択された愛知目標は、その目標11において、2020年までに「特に生物多様性と生態系サービスにとって特別に重要な地域は、実効的かつ衡平に管理される、生態学的に代表的で連帯的な保護区制度と他の実効的な場所的保存措置を通じて保存され」⁽⁴⁾ として海洋保護区に言及している。また、2012年の国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果文書「我々の望む未来（The Future We Want）」では、第177段落において、「我々は、生物多様性とその構成要素の持続可能な利用のための手段として、国際法に合致し、入手可能な最良の科学的情報を根拠とする海洋保護区を含む場所的保存措置の重要性を再確認する」⁽⁵⁾ とし、さらに、前述の愛知目標に留意するとしている⁽⁶⁾。このように、生物多様性条約締約国会議に限らず、近年の環境会議などでは、生物多様性の保護という目的のために、海洋保護区を設定することが奨励されている。

問題は、大規模な海洋保護区の一方面的な設定が、海洋法を始めとする国際法上、いかなる根拠を有しており、どのように位置付けられるのかという点である。国際法上、正当性を有しない一方面的な海洋保護区の設定は、沿岸国によるEEZの「領海化」、忍び寄る管轄権（creeping jurisdiction）ともなりうる⁽⁷⁾ 一方で、生物多様性の保護に直接、あるいは間接的に資する新たな制度として国際社会に受け入れられていく可能性もある。この点、英国が、海外領土であるインド洋のチャゴス諸島の領海及びEEZに設定した海洋保護区は、環境NGOなどからは生態系の保護にとって画期的な試みであるとして評価される一方、そ

(3) U.N. Doc. A/ CONF.199/ 20, 26 August– 4 September 2002, para.32(c).

(4) Biodiversity Convention COP10 Decision X/2, Annex: Strategic Plan for Biodiversity 2011–2020 and the Aichi Diversity Targets “Living in harmony with nature”, Target 11; 環境省の訳は「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される」。環境省『生物多様性条約 COP10・11の成果と愛知目標』（環境省自然環境局、2013年）10頁。

(5) U.N. Doc. A/ RES/ 66/ 288, 11 September 2012, para.177.

(6) *Ibid.*

(7) Rainer Lagoni, “Marine Protected Areas in the Exclusive Economic Zone,” in A. Kirchner (ed.), *International Marine Environmental Law: Institutions, Implementation and Innovations* (Kluwer Law International, 2003), p.158.

の国際法上の地位をめぐる、隣国モーリシャスとの間で紛争となっており、先に言及した国際仲裁のみならず、チャゴス諸島の旧島民からも、彼らの権利を侵害するものであるとして、英国での国内裁判が提起された⁽⁸⁾。

本稿では、チャゴス諸島の海洋保護区に関する紛争を題材に、大規模な「ノーテイク水域」を含む海洋保護区の設定が、海洋法上、どのように位置付けられうるのか、検討したい。まず、紛争の背景と、モーリシャスによる申立と両当事国による訴答書面における主張を紹介した後、仲裁廷の管轄権に関する問題と、大規模な「ノーテイク水域」を含む海洋保護区を一方的に設定することから生じる国際法上の実体的な問題について考察する。

なお、モーリシャスはその申立において、独立前のチャゴス諸島の分離の違法性と、英国の沿岸国としての地位と主権を否定しているが、主権に関する問題については、本稿では紙幅の関係上、詳細には検討しない。

二. チャゴス諸島紛争と仲裁裁判

1. 背景

チャゴス諸島は、英国の14の海外領土の一つであり、インド洋に位置する⁽⁹⁾。モルジブの南1,600kmのところであり、7つの環礁を中心とした55の島⁽¹⁰⁾で構成されている。最大の島はディエゴガルシア島である。

チャゴス諸島では、18世紀にフランス人が入植して奴隷を導入し、ココヤシ栽培とコプラ生産のプランテーションの経営を始めた。1814年、ナポレオン戦争後、英国がフランスからチャゴス諸島を獲得し、その後、諸島はモーリシャスの一部として、英国の植民地統治を受けた。

第二次世界大戦後、米軍はインド洋に基地プレゼンスを有しておらず、1950年代頃からは、インド洋における海軍通信基地の必要性が認識されるようになった⁽¹¹⁾。他方で英国はこの地域から徐々に撤退を始めていた。1964年、英

(8) The Queen (on the application of Louis Olivier Bancoult) v. Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs [2013] EWHC 1502 (Admin) [2013] A.C.D. 83.

(9) Government of the United Kingdom Foreign & Commonwealth Office (UK FCO), “Announcement World’s largest ‘no take’ marine protected area celebrates 2nd anniversary” at <https://www.gov.uk/government/news/worlds-largest-no-take-marine-protected-area-celebrates-2nd-anniversary> (as of November 27, 2014).

(10) 島の数については、以下を参照した。UK FCO, *supra* note 9.

(11) 林博史『米軍基地の歴史 世界ネットワークの形成と展開』（吉川弘文館、2012年）

国、アメリカ両政府はディエゴガルシア島へのアメリカ軍の軍事施設の設置に関して交渉を開始し、1965年11月8日、英国はチャゴス諸島をモーリシャスから分離し、自治権を有する英国インド洋領土（BIOT）を設立、モーリシャスから分離されたチャゴス諸島を含む約2300島が英国領となった。なお、チャゴス諸島以外は1976年、セーシェルとして独立し、それ以降、BIOTはチャゴス諸島のみで成り立っている。

1966年12月、英米両政府は、ディエゴガルシア島の戦略的開発に関する包括的合意書に署名した⁽¹²⁾。1968年1月、英国のウィルソン政権は「スエズ以东」からの撤退方針を明らかにしたが⁽¹³⁾、BIOTは英国領土として残り、アメリカは英国に対し、ディエゴガルシア島に通信施設とそれに付随する飛行場を建設する許可を求めた⁽¹⁴⁾。1972年には、米軍通信施設の設置に関する新たな英米協定が締結され、73年には稼働が開始された⁽¹⁵⁾。

1967年から1973年までの間、英国政府はチャゴス諸島に居住していた、多くは元農業従事者であった島民を、主にモーリシャス又はセーシェルに移住させた。1971年、英国は移民法を改正し、チャゴス諸島の元住民から帰還を要求する権利を剥奪した⁽¹⁶⁾。この住民の強制移住措置は、国連においても問題視され、1965年12月、国連総会はモーリシャスの領土分割を中止するように勧告する決議を採択した⁽¹⁷⁾。英国内及び欧州人権裁判所において訴訟も行われている⁽¹⁸⁾が、住民の帰還がその後認められたことはない。

モーリシャスは、チャゴス諸島が英国領土の一部であるとする英国の主張が、国際法と国連決議に反していると繰り返し主張してきた。英国は、チャゴス諸島に対するその主権は疑いなく英国にあるとするが、チャゴス諸島が防衛

84頁。

- (12) ケント・E・カルダー（武井楊一訳）『米軍再編の政治学 駐留米軍と海外基地のゆくえ』（日本経済新聞出版社、2008年）277頁。
- (13) 木畑洋一「現代世界とイギリス帝国の影」木畑洋一編著『イギリス帝国と20世紀第5巻 現代世界とイギリス帝国』（ミネルヴァ書房、2007年）9頁。
- (14) カルダー『前掲書』（注12）277頁。
- (15) 木畑洋一「覇権後退の陰で —ディエゴガルシアと英米関係—」木畑洋一・後藤春美編著『帝国の長い影 —20世紀国際秩序の変容』（ミネルヴァ書房、2010年）262頁。
- (16) カルダー『前掲書』（注12）278頁。
- (17) U. N. Doc. A/ RES/ 2066(XX), 16 December. 1965.
- (18) R (on the application of Bancoult) v. Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs (No 2) [2008] UKHL 61; European Court of Human Rights, *Chagos Islanders v. United Kingdom*, Application no. 35622/ 04, admissibility decision, 20 December 2012.

目的上、必要でなくなればモーリシャスに返還するとも述べている⁽¹⁹⁾。

モーリシャスは、「1977年のモーリシャス海域に関する法」(Maritime Zones Act 1977)により、チャゴス諸島を含むすべての領土の周辺に、12カイリ領海、200カイリEEZ、及び大陸縁辺部までの大陸棚を宣言した⁽²⁰⁾。さらに、「2005年2月28日の海域に関する法」(Maritime Zone Act 2005)によって、チャゴス諸島周辺を含む200カイリEEZを再確認した⁽²¹⁾。また、1989年、欧州経済共同体(EEC)と、モーリシャスの水域内における漁業に関する協定を締結した。それによれば、「(1982年)条約に従って、モーリシャスはその沿岸から200カイリに及ぶEEZを設定し、その範囲内において、国際法の原則に従って、当該水域における資源を探索、開発、保存及び管理する主権の権利を行使する」としている⁽²²⁾。

他方、英国によるBIOTにおける海洋政策としては、まず、1991年10月1日に、BIOT弁務官による、「漁業保存管理水域の第1号宣言」⁽²³⁾がなされ、チャゴス諸島周辺に200カイリの「漁業保存管理水域」(Fisheries Conservation and Management Zone) (以下、「FCMZ」)が設定された⁽²⁴⁾。2003年には、200カイリ「環境保護保全水域」(Environment (Protection and Preservation) Zone) (以下、「EPPZ」)が設定され、当該水域において、英国は、水域内の環境の保護と保全に関して、UNCLOSを含む国際法上認められる主権の権利と管轄権を享受すると宣言した⁽²⁵⁾。英国によれば、英国はBIOT周辺の水域においては漁業以

(19) Irina Papanicolopulu, “Current Legal Developments Mauritius/ United Kingdom, Submission to Arbitration of the Dispute on the Marine Protected Area around the Chagos Archipelago,” *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol.26 (2011), p.668.

(20) Maritime Zone Act 1977 (Act No. 13), *Supplement to the Official Gazette*, July 1977.

(21) Act to provide for the United Nations Convention on the Law of the Sea to have force of law in Mauritius (Maritime Zone Act 2005) (Act No. 2 of 2005); Maritime Zones (Baselines and Delineating Lines) Regulations 2005, *Law of the Sea Bulletin*, Vol.67(2008), pp.13-38.

(22) Notification and Statement of Claim, 20 December 2010, para. 3.

(23) British Indian Ocean Territory Ordinance No. 1 of 1991.

(24) Proclamation No.1 by the Commissioner for the British Indian Ocean Territories (Chagos Islands) on a Fisheries Conservation & Management Zone of 1 October 1991, *British Yearbook of International Law*, Vol.62 (1991), pp648-649. 英国によれば、その設定の理由には、BIOT周辺の200カイリ水域を通して回遊するマグロ資源の保護と、「チャゴス諸島の将来的な漁業利益を保護するための資源状況を保存すること」を含む。Preliminary Objections to Jurisdiction Submitted by the United Kingdom (October 31, 2012) [hereinafter cited as “UK Preliminary Objections”], p.11.

(25) Proclamation No. 1 of 17 September 2003 establishing the Environment (Protection and

外の経済活動を規律、または地質学的探査を許可する意思はないため、完全な EEZ (full EEZ) が設定されているわけではない⁽²⁶⁾。

2010年4月1日、英国は、BIOT周辺の200カイリの水域全体に海洋保護区を設定することを表明した。その中ではすべての漁業が禁止され、漁業許可はそれ以降新規発行又は更新されず、レクリエーションのための漁業だけが許容されることになった⁽²⁷⁾。海洋保護区は2010年11月1日に発効した。海洋保護区の設定以前は、モーリシャスからの船舶は、海洋保護区の範囲内であった水域で漁業活動を行うことができたが、その後、一切の漁船の漁業許可は更新されなくなった。

英国政府は、当該海洋保護区設定の目的は海洋環境の保全であり、これはグローバルな保護区の範囲に関する議論を反映したものであると表明している⁽²⁸⁾。珊瑚礁を含むチャゴス諸島の海洋生態系は、特別に健全であり、汚染の度合いが低いと主張する論者もいる⁽²⁹⁾。IUCN やグリーンピースなどの環境団体も、当該海洋保護区の設定を支持している⁽³⁰⁾。また英国政府によれば、この海洋保護区設定の表明は、防衛目的上、チャゴス諸島が不必要になった場合は、チャゴス諸島をモーリシャスに委譲するとの英国の誓約を変更するものではない⁽³¹⁾。

Preservation) Zone for the British Indian Ocean Territory, *Law of the Sea Bulletin*, Vol. 54 (2004), pp.99-126.

(26) Counter-Memorial Submitted by the United Kingdom [hereinafter cited as “UK Counter-Memorial”], 15 July 2013, p. 64.

(27) Indian Ocean Tuna Commission, IOTC-2009-SC-Inf 03, 6-10 December 2010, p. 2.

(28) UK FCO, *supra* note 9.

(29) Charles Sheppard *et al.*, “The Chagos Archipelago (British Indian Ocean Territory): Legal Black Hole or Environmental Bright Spot? A Reply to Sand,” *Journal of Environmental Law*, Vol. 21 (2009), p.293.

(30) Greenpeace International, *Protected: Biggest Chunk of Ocean Yet!* (14 April 2010), at <http://www.greenpeace.org/international/en/news/features/orlds-largest-marinereserve140410/> (as of November 27, 2014); International Union for Conservation of Nature (IUCN), *The proposal to create a marine protected area in the Chagos Archipelago: Questions & Answers on IUCN’s position* (March 2010), at http://cmsdata.iucn.org/downloads/chagos_and_mpas_questions_answers_2_1.pdf (as of November 27, 2014).

(31) The United Kingdom Foreign and Commonwealth Office, “FCO Consultation Document; Consultation on Whether to Establish a Marine Protected Area in the British Indian Ocean Territory” (2009) p.7. at <http://chagos-trust.org/sites/default/files/images/FCO%20consultation%20document.pdf> (as of November 27, 2014).

2. 紛争解決手続

2010年12月20日、モーリシャスは、チャゴス諸島のEEZ全域における海洋保護区の設定について、英国を相手に、UNCLOSの紛争解決条項、すなわち第287条及び仲裁に関する付属書VIIに基づき、仲裁手続を開始した⁽³²⁾。

モーリシャスはその申立において、2010年までは同国の船舶がチャゴス諸島の200カイリ「EPPZ」内において漁業を行うことができたにもかかわらず、英国がすべての漁業活動を禁止する海洋保護区を設定したことにより、先住民の小規模(artisanal)活動及び漁業を含むすべての漁業活動を妨げられていると主張した⁽³³⁾。そして英国は海洋保護区を設定することにより、特に(a)モーリシャスと、強制的にチャゴス諸島から退去させられた人々の権利に対して妥当な考慮を払うこと、(b)UNCLOSの規定に従って行動すること、(c)海洋天然資源の保存を確保するために必要な措置に関して、モーリシャス、あるいはインド洋委員会やインド洋まぐろ類委員会(以下、「IOTC」)を含む適当な小地域的又は地域的機関と合意に至る努力をしなかったことの三点について、怠ったとしている⁽³⁴⁾。

モーリシャスによれば、この海洋保護区の真の目的は住民の帰還の権利を妨害することにあると考えられる。この際、モーリシャスはウィキリークスに漏洩した外交電文(外務英連邦省の海外部門の担当官Colin Roberts氏による「海洋公園の設定は、実際、諸島の旧住民による帰還要請を潰すことになるだろう」というコメント)を添付している⁽³⁵⁾。

さらに英国がすべての漁業活動を禁止しようとしていることに関して、モーリシャスは、UNCLOS第300条上の妥当な考慮を払う義務が英国にはあると主張している⁽³⁶⁾。

(32) UNCLOSの締約国は、第287条に基づき、紛争解決手続の選択的受諾宣言を行うことができ、英国は紛争解決手続として国際司法裁判所を選択しているが、モーリシャスは受諾宣言を行っていないため、第287条に基づき、仲裁裁判所に付託された。

(33) Notification, *supra* note 22, para.4.

(34) *Ibid.*

(35) *Ibid.*, Annex 2. ウィキリークスから漏洩した英国の政府高官の電信によれば、海洋保護区の設定は、強制移住させられた旧島民の再定住の要請を排除するのには最良の手段であると考えられていた。Robin Churchillは、ウィキリークスによって漏洩された外交電文が仲裁廷によって証拠として受理されるのかという難しい問題が生じると指摘している。Robin Churchill, “Dispute Settlement under the UN Convention on the Law of the Sea: Survey for 2010,” *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol.26 (2011), p.512.

そして、モーリシャスは仲裁廷に対して、以下のことを要請した。
「チャゴス諸島に関して、国連海洋法条約の規定及び国連海洋法条約と矛盾しない国際法の適用可能な規則に従って、以下の通り宣言すること。

1. 「海洋保護区 (MPA)」は 1982 年の国連海洋法条約と合致せず、法的効果を有しない、及び／又は、
2. 連合王国は、1982 年条約の意味における「沿岸国」ではなく、「MPA」を設定する権限を有しない、及び／又は、
3. モーリシャスのみが、1982 年条約第 5 部上の排他的経済水域を宣言することができ、その中で海洋保護区が宣言されうる。」

仲裁人としては、シアラー (Professor Ivan Shearer (President))、グリーンウッド (Judge Sir Christopher Greenwood)、ホフマン (Judge Albert Hoffmann)、カテカ (Judge James Kateka)、及びヴォルフム (Judge Rüdiger Wolfrum) の 5 名が任命された。

2011 年 11 月 30 日、モーリシャスによる、グリーンウッドの仲裁人任命についての異議申立に対して決定がなされたが、この申立は却下された⁽³⁷⁾。2012 年 8 月 1 日には、モーリシャスによる申述書が提出され、同年 10 月 31 日に英国による管轄権に関する先決的抗弁が提出された⁽³⁸⁾。これに関して、2013 年 1 月 11 日、アラブ首長国連邦のドバイにて、英国による口頭弁論が行われ、同月 15 日、仲裁廷は、先決的に管轄権について検討するよう求めた英国の抗弁を却下し、管轄権に関する英国の抗弁は本案と同じ手続で判断すると決定した⁽³⁹⁾。

2013 年 7 月 15 日に、英国は答弁書を提出した。2013 年 11 月 18 日にモーリシャスが抗弁書、2014 年 3 月 17 日に英国が再抗弁書を提出した。2014 年 4 月 22 日から 5 月 9 日にかけて、トルコのイスタンブールにて、口頭手続が行われた⁽⁴⁰⁾。

(36) *Ibid.*, para.4.

(37) Reasoned Decision on Challenge, November 30 2011, at http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1429 (as of November 27, 2014).

(38) Procedural Order No.2 (Application to Bifurcate Proceedings), January 15 2013, pp.2-3, at http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1429 (as of November 27, 2014).

(39) *Ibid.*, p.4.

(40) Press Release, 16 May 2014, at http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1429 (as of November 27, 2014).

3. 両当事国による書面手続

モーリシャス及び英国による訴答書面は、2014年に常設仲裁裁判所(以下、「PCA」)のサイトに掲載された。その内容を、紙幅の関係から特に法的議論に限って以下紹介する。

ちなみに、英国はチャゴス諸島に関して一貫してBIOTの略称を用いており、反対にモーリシャスは英国によるチャゴス諸島の領有権を否定する立場からBIOTの語を用いず、チャゴス諸島と称している。また海洋保護区に関して、モーリシャスはその正当性を否定する立場から一貫して括弧を用いている。以下では、それぞれ当事国の使用する用語をそのまま用いる。

(1) モーリシャスの申述書

モーリシャスの申述書の構成は以下の通りである。「序論」(Chapter 1)の後、事実に関しては、「地理的及び初期の歴史」(Chapter 2)、「チャゴス諸島の違法な分離」(Chapter 3)、「『海洋保護区』の創設」(Chapter 4)において、法的議論については「管轄権」(Chapter 5)、「英国は『MPA』を宣言する権限を有する沿岸国ではない」(Chapter 6)、「『MPA』は条約上のモーリシャスの権利を侵害している」(Chapter 7)において主張が展開される。

モーリシャスは、英国がMPAの設定に関して、合法的な権限(lawful authority)なく行動したと主張し、特に(i)英国はチャゴス諸島に対して主権を有しておらず、UNCLOS上の「沿岸国」ではないため、その水域において「MPA」又はその他の水域(maritime zones)を宣言できないこと、(ii)「MPA」はUNCLOS上定められる権利と義務に根本的に合致しないことを主張する⁽⁴¹⁾。特に第二点目、「MPA」が設定された水域にモーリシャスが特定の権利を有していることについて、当事国間に争いはなく、英国はチャゴス諸島に対するモーリシャスの主権を否定しているが、特に漁業に関する権利、鉱物資源に関する権利及び大陸棚に関する権利は認めていると、モーリシャスは主張する⁽⁴²⁾。モーリシャスは当該紛争が、UNCLOSの複数条文の解釈適用に関するものであると主張し、第297条の制限を受けないと主張する。モーリシャスによれば、第297条1項は、UNCLOSに定める、沿岸国による主権的権利又は管轄

(41) Memorial of the Republic of Mauritius, Volume I [hereinafter cited as “Mauritius Memorial”], 1 August 2012, para.5.2.

(42) *Ibid.*, para.5.3.

権の行使に関するものではない紛争は、第 15 部上、附属書 VII 仲裁廷の管轄権内であると認めている⁽⁴³⁾。仲裁廷に申し立てられた当該事件は「MPA」を宣言する権限に関する紛争である⁽⁴⁴⁾。

モーリシャスは、英国が UNCLOS 第 2 条、第 55 条及び第 76 条の意味における「沿岸国」ではないため、チャゴス諸島の周辺に「MPA」を含む水域を設定する権利を有しないと主張する⁽⁴⁵⁾。モーリシャスによれば、1965 年のチャゴス諸島の分離は、モーリシャスの自決権に反している⁽⁴⁶⁾。また、モーリシャスは、*uti possidetis* 原則を引用する⁽⁴⁷⁾。英国政府によるチャゴス諸島の分離の申出の受理は、その状況から、人民の「自由に表明された意思」ではなく⁽⁴⁸⁾、同国は継続的に EPPZ および「MPA」の設定に反対を表明してきた⁽⁴⁹⁾。また、モーリシャスは、英国が大陸棚に関しては、モーリシャスを沿岸国であると実効的に認めてきたこと、及び 2009 年 7 月の二国間会談において、大陸棚の限界に関する委員会（以下、「CLCS」）への正式な申請に対する協力を申し出たことを主張する⁽⁵⁰⁾。また、非同盟運動（NAM）、南米アフリカ首脳会議、アフリカ連合（AU）などの決議及び決定を引用し、大多数の国家が、チャゴス諸島をモーリシャスに帰属するものであると認めてきたと主張する⁽⁵¹⁾。モーリシャスは、英国が同国に対して行ったとされる保証（undertaking）にも依拠し、チャゴス諸島が同国に帰属することを主張する。その内容は、防衛目的上必要でなくなればチャゴス諸島をモーリシャスに復帰させることと、漁業の権利を認め、原油及び鉱物に対する権利の利益を復帰させることである⁽⁵²⁾。

さらに、たとえ英国が沿岸国であるとしても、「MPA」によって課せられた制限と、その一方的な採択方法は、UNCLOS 上のモーリシャスの権利を侵害し、義務に違反しているとモーリシャスは主張する⁽⁵³⁾。モーリシャスによれ

(43) *Ibid.*, para.5.16.

(44) *Ibid.*, para.5.25.

(45) *Ibid.*, para.6.1.

(46) *Ibid.*, para.6.10.

(47) *Ibid.*, paras.6.23–24.

(48) *Ibid.*, paras.6.25–30.

(49) *Ibid.*, para.6.31.

(50) *Ibid.*, para.6.32.

(51) *Ibid.*, para.6.33.

(52) *Ibid.*, para.6.38.

(53) *Ibid.*, para.7.1.

ば、「MPA」は、(i) 他国の天然資源開発の伝統的な権利を尊重し、法的拘束力のある保証に従うという、一般国際法の義務を含む国際法の規則に従って、領海上でその主権を行使しなければならないとする第2条3項の義務と、(ii) EEZにおいて他国に「妥当な考慮」を払って行動する第55条及び第56条の義務の両方に反している⁽⁵⁴⁾。

また、モーリシャスは、英国が、同国又は責任ある地域的機関又は国際機関との有意味な協議に入ることなく、一方的に「MPA」を設定したことによって、UNCLOSに違反したと主張する⁽⁵⁵⁾。特に、チャゴス諸島の領海及びEEZにおけるモーリシャスの権利について、関係国と協議する義務を怠り、そのことで、UNCLOS第63条及び第64条と、「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定」(以下、「公海漁業協定」)第7条のストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関する特別な義務に違反した⁽⁵⁶⁾。さらにモーリシャスは、英国が、UNCLOS第194条上の海洋環境の汚染の規制に関してその政策をモーリシャス及び他国と調和させる努力義務に違反したと主張する⁽⁵⁷⁾。また、英国は法令を入手可能な状態で用意しておらず、第62条5項の「保存及び管理に関する法令について適当な通報を行う」義務に反しているとする⁽⁵⁸⁾。

最後にモーリシャスは、たとえ英国が沿岸国として「MPA」を宣言する権利を有していたとしても、(i) モーリシャスはチャゴス諸島に接続する水域における天然資源に対して権利を有していること、(ii) モーリシャスに対して対抗する形で「MPA」での制限を適用及び執行しようとしたこと、(iii) モーリシャスとの有意味な協議を行うことなく「MPA」を立法したこと、及び、(iv) 当該「MPA」が環境保護目的に合致しないことから、英国は、第300条で定められる信義誠実の義務を果たしておらず、その行為は権利濫用を構成すると主張する⁽⁵⁹⁾。

申述書の最後に、モーリシャスは仲裁廷に対して、以下の通り要請した。

(54) *Ibid.*, para.7.2.

(55) *Ibid.*, paras.7.36-37.

(56) *Ibid.*, paras.7.62-71.

(57) *Ibid.*, paras.7.72-78.

(58) *Ibid.*, para.7.79.

(59) *Ibid.*, paras.7.88-97.

「モーリシャスは、附属書 VII 仲裁廷に対し、条約の規定及び、条約と矛盾しない国際法の適用可能な規則に従って、チャゴス諸島に関して、以下の通り要請する。

(1) 英国は、特に条約第 2 条、55 条、及び 76 条の意味における「沿岸国」ではないため、「MPA」又は他の水域を宣言する権限を有していない。及び／又は、

(2) モーリシャスが、特に条約第 2 条、55 条及び 76 条上の意味における「沿岸国」としての権利を有していることから、チャゴス諸島に関連して、モーリシャスに対してなされた保証を考慮し、英国は、一方的に「MPA」又は他の水域を宣言する権限を有していない。及び／又は、

(3) 英国の「MPA」の意図は、条約上の英国の義務、特に第 2 条、55 条、56 条、62 条、63 条、64 条、194 条及び 300 条、及び 1995 年協定第 7 条上の義務に合致しない。

モーリシャスは、必要であれば、申立及び請求する救済を補足及び／又は改訂し、条約上の権利を保全する必要に応じて、仲裁廷に他の要請を行う権利を留保する。」⁽⁶⁰⁾

(2) 英国の先決的抗弁

英国の先決的抗弁の構成は以下の通りである。「序論」(I) の後、「事实的背景」(II)、「モーリシャスの主権に関する申立に対して、仲裁廷は管轄権を有しない」(III)、「モーリシャスの他の申立について、第 283 条の要件が満たされていないために仲裁廷は管轄権を有しない」(IV)、「MPA は UNCLOS に合致しないとモーリシャスの申立は、仲裁廷の管轄権の範囲外である」(V)、「先決的抗弁は先決的に判断されるべきである」(VI) となっている。

まず英国は、仲裁廷の管轄権に関して、仲裁廷は本件紛争の真の争点 (real issues) を同定するべきであり、それは BIOT に対する主権の主張で、UNCLOS 第 288 条 1 項上の UNCLOS の解釈適用に関する紛争ではないと主張する⁽⁶¹⁾。また、適用法規に関する第 293 条 1 項は、第 288 条 1 項上の管轄権を拡張するためには援用できないとする⁽⁶²⁾。

さらに、モーリシャスは、第 283 条 1 項と第 286 条の要件が充足されている

(60) *Ibid.*, p.155.

(61) UK Preliminary Objections, *supra* note 24, para.3.58.

(62) *Ibid.*, para.3.59.

ことを立証していないと英国は主張する。第一に、付託の時点では、主権に関する申立以外の紛争は存在していなかったが、主権に関する申立は仲裁廷の管轄権の範囲外である。第二に、MPAはUNCLOSの複数の規定に違反しているため違法であるとのモーリシャスの主張は、付託の時点では存在しておらず、従って第283条1項上求められる意見交換がなされていない。第三に、IOTC協定や公海漁業協定上の義務は、仲裁廷の管轄権の範囲外である上に、当該紛争は付託の段階では存在していなかったため、必要な意見交換が行われていない⁽⁶³⁾。

MPAのUNCLOSとの適合性に関するモーリシャスの主張については、英国は仲裁廷には以下の理由で、管轄権がないと主張する。第一に、モーリシャスは本件を第297条3項によって排除されない環境紛争であり、第297条1項(c)上の義務的管轄の範囲内であると主張するが、海洋環境の保護と保全に関する第12部は、漁業へのアクセスや生物資源の保存管理を取り扱わない⁽⁶⁴⁾。

第二に、モーリシャスはBIOTのMPAにおける漁業資源へのアクセスを求めて、あるいはMPAのUNCLOS適合性への異議申立を求めて、沿岸国の主権的権利、又はEEZにおける生物資源に関する執行に関する紛争を開始したのであり、そのような紛争は第297条3項(a)によって仲裁廷の義務的な管轄権からは排除される⁽⁶⁵⁾。

第三に、高度回遊性魚類資源に関して、第56条2項、第61条、第62条及び第64条が他国及びIOTCとの協議を要請しているとするモーリシャスの主張が正しいとしても、第297条3項(a)の制限は適用される⁽⁶⁶⁾。

第四に、モーリシャス及びIOTCとの協議義務に関しては、(i)生物資源に関する主権的権利の行使については第297条3項(a)の制限の範囲内であること、(ii)IOTCとの協力に関しては第63条及び第64条ではなくIOTC協定が適用されること、(iii)IOTC協定第23条⁽⁶⁷⁾が仲裁廷に管轄権を授けていない

(63) *Ibid.*, para.4.31.

(64) *Ibid.*, para.5.6.

(65) *Ibid.*, para.5.19.

(66) *Ibid.*, para.5.30.

(67) 「この協定の解釈又は適用に関するいかなる紛争も、委員会によって解決されない場合には、解決のため、委員会が採択する調停の手續に付される。当該調停の手續の結果は、その性質上拘束力を有するものではないが、意見の不一致を生じせしめた事項についての関係当事者による再考の基礎となる。この手續によっても解決されない紛争については、紛争当事者が他の解決方法について合意する場合を除くほか、国際司法裁判所

ことから、第 297 条 3 項(a)により仲裁廷の義務的管轄は排除される⁽⁶⁸⁾。

第五に、領海における漁業資源へのアクセスの問題、領海を超える水域における非生物資源の問題、権利濫用の問題に関しても仲裁廷の義務的管轄を否定する⁽⁶⁹⁾。

先決的抗弁の最後に、英国は以下の通り仲裁廷に求めた。

「先決的抗弁に記載された理由により、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、仲裁裁判所に対し、モーリシャス共和国によって仲裁廷に付託された紛争に関しては、管轄権を有しないことを判断し、宣言することを要請する。

手続規則第 11 条 2 項(a)に従い、英国は、先決的抗弁が、先決的事項として判断されることを要請する。

手続規則第 11 条 4 項に従い、そしてモーリシャスによって前述の要請が受け入れられない場合、英国はこれにより、先決的抗弁に関して扱う際に、手続に関する争点に関する独立した口頭手続を続けることを要請する。」⁽⁷⁰⁾

(3) 英国の答弁書

英国の答弁書の構成は以下の通りである。「序論」(Chapter I)の後、第一部「事実」において、「地理的、憲法的及び外交的背景」(Chapter II)及び「BIOT 海洋保護区」(Chapter III)、第二部「管轄権」において、「モーリシャスの主権に関する申立について、仲裁廷は管轄権を有しない」(Chapter IV)、「第 283 条の要件が満たされていないために仲裁廷は管轄権を有しない」(Chapter V)、「MPA は UNCLOS に違反しているとのモーリシャスの申立は、仲裁廷の管轄権の範囲外である」(Chapter VI)、第三部「本案」において、「英国インド洋領土に対する英国の主権」(Chapter VII)、「MPA はモーリシャスの UNCLOS 上の権利を侵害しない」(Chapter VIII)、「MPA は MPA における漁業資源の管理に関する英国の協力義務に反しない」(Chapter IX)が主張される。

英国は最初に、本件が UNCLOS 第 288 条 1 項で定められる UNCLOS の解釈適用に関する紛争ではなく、BIOT に対する主権に関する紛争であると主張す

規程に従って国際司法裁判所に付託することができる。」Agreement for the Establishment of the Indian Ocean Tuna Commission, *United Nations Treaty Series*, Vol.1927 (1996), pp. 329-380, Article 23.

(68) UK Preliminary Objections, *supra* note 24, paras.5.34-44.

(69) *Ibid.*, paras.5.45-56.

(70) *Ibid.*, p.76.

る⁽⁷¹⁾。次に、モーリシャスが付託段階では生じていなかった紛争を持ち出し、そのために要請される意見交換がなされていないことから、UNCLOS 第 279 条、第 283 条 1 項及び第 286 条の要件を満たしていないと主張する⁽⁷²⁾。

英国によれば、MPA の合法性に関するモーリシャスの請求はすべて、附属書 VII 仲裁廷の義務的管轄からは排除される。第 297 条 1 項(c)は、第 55 条に関する紛争に対して管轄権を授けることはできない⁽⁷³⁾。そして、200 カイリ以内の深海底の鉱物資源に関する紛争は、第 297 条に列挙されている類型に当てはまらない紛争であるため、義務的管轄は認められない⁽⁷⁴⁾。第 62 条 5 項の解釈適用に関する紛争については、関係法令は公的文書として誰にでも入手可能であるから、紛争は存在せず、たとえ存在していても、EEZ における生物資源に関する紛争であるため、第 297 条 1 項(c)上の管轄権は認められない⁽⁷⁵⁾。第 63 条 1 項及び 2 項、第 64 条 1 項及び公海漁業協定第 7 条の解釈適用に関する紛争については、漁業資源の保存管理に関係するため、第 297 条 1 項上の管轄権は認められない⁽⁷⁶⁾。第 194 条 1 項の解釈適用に関する紛争については、海洋環境の汚染に関する国際規則と基準に関して当事国間で紛争が存在していない以上、第 297 条 1 項(c)上の管轄権を仲裁廷は有さない⁽⁷⁷⁾。また、MPA の設定に関する協議についても、IOTC 協定、公海漁業協定及び UNCLOS が特別法であり、仲裁廷の管轄権は UNCLOS によって決定されるため、ラスー湖事件仲裁判断の援用や、慣習国際法の適用は認められない⁽⁷⁸⁾。

モーリシャスの他の申立に関しては、まず領海の漁業資源へのアクセスに関して、UNCLOS が他国による領海内での漁業に及ぼす権利も与えていないことを指摘する。たとえモーリシャスが BIOT 領海内に権利を有していたとしても、それは第 288 条 1 項上の UNCLOS の解釈適用に関する問題ではない⁽⁷⁹⁾。第 300 条の解釈適用に関する紛争については、当該条文は、紛争の義務的解決に独立した根拠を与えていない⁽⁸⁰⁾。したがって、MPA が UNCLOS

(71) UK Counter-Memorial, *supra* note 26, para.4.3.

(72) *Ibid.*, para.5.54.

(73) *Ibid.*, para.6.7.

(74) *Ibid.*, para.6.9.

(75) *Ibid.*, para.6.11.

(76) *Ibid.*, paras.6.14-19.

(77) *Ibid.*, paras.6.20-22.

(78) *Ibid.*, paras.6.47-49.

(79) *Ibid.*, para.6.60.

と合致しないとするモーリシャスの主張は仲裁廷の管轄の範囲外である⁽⁸¹⁾。

本案に関しては、英国は以下の通り主張した。

英国のチャゴス諸島に対する主権は1814年のフランスからの割譲によって獲得されたのであり、この点については当事国間に争いはない⁽⁸²⁾。モーリシャスが自決権に関する主張の根拠としている国連総会決議1514(XV)については、英国は投票を棄権しており、1965年から1966年のモーリシャスに関する決議には反対票を投じている⁽⁸³⁾。また自決権は人民の権利であり、国家や領土のものではないこと⁽⁸⁴⁾、1965年当時には自決権に関する国際法上の規則はなく、*jus cogens*でもなかったこと、またモーリシャス人民から正当に選出された代表がチャゴス諸島の分離に合意したことから、英国は「モーリシャスの」自決権に関するいかなる権利にも違反していないと主張する⁽⁸⁵⁾。*Utī possidetis juris* 原則については、植民地の境界は独立前に何度も変更されるものであると主張する⁽⁸⁶⁾。「防衛目的での必要性がなくなったときには諸島をモーリシャスに割譲する」との保証についても、割譲がなされていない時点では、BIOTへの主権を有するのは英国のみであるとする⁽⁸⁷⁾。

CLCSでの活動に関しては、英国は、モーリシャスが2009年1月に行われた二国間会談を見落としていると指摘する⁽⁸⁸⁾。また、「予備的情報」の提出については、モーリシャスの主張には意味がないと英国は主張する⁽⁸⁹⁾。

またモーリシャスによって引用された決議や決定は、BIOTに対する英国の主権に影響を与えるものではなく、反対に、多くの国は英国のBIOTへの主権を認めていると主張する⁽⁹⁰⁾。

BIOTに対する主権に関する英国の主張は、以下の通りである。MPAがUNCLOS上のモーリシャスの権利を侵害したとの主張に関しては、まず、漁業に関する権利について、第2条3項の「国際法の他の規則」への言及は、英

(80) *Ibid.*, para.6.63.

(81) *Ibid.*, para.6.70.

(82) *Ibid.*, para.7.3.

(83) *Ibid.*, para.7.12.

(84) *Ibid.*, para.7.13.

(85) *Ibid.*, para.7.14.

(86) *Ibid.*, para.7.42.

(87) *Ibid.*, para.7.49.

(88) *Ibid.*, para.7.52.

(89) *Ibid.*, paras.7.53-57.

(90) *Ibid.*, paras.7.60-64.

国政府による保証を含む国際法の他の規則の解釈適用の判断を仲裁廷に許容するものではなく、一般的な義務を設定するものでもない⁽⁹¹⁾。モーリシャスは、伝統的又はその他の漁業に関する権利から利益を得てはならず、また得ていたとしても、MPAの設定は主張される権利のいかなる侵害にも当たらない⁽⁹²⁾。英国の保証に関しては、その文言からは、モーリシャス船舶に漁業許可を発行し続けることを確約する内容であったと解釈できない⁽⁹³⁾。また、第56条2項に基づくモーリシャスの主張に関しても、モーリシャスはFCMZ又はEPPZにおいて関係する権利を有していない⁽⁹⁴⁾。

事前協議の義務に関しては、英国は、モーリシャスが依拠するUNCLOS上の義務がそもそも見出せない、又は本件の状況には適用できないと主張する⁽⁹⁵⁾。第2条3項に関しては、領海において、どこにMPAのような特定の政策を設定するか協議する一般的な国際法規則は存在しない⁽⁹⁶⁾。また、EEZに関しても第56条2項は協議義務を課さない⁽⁹⁷⁾。第63条2項及び第64条、及び公海漁業協定に基づくモーリシャスの主張については、同国は第63条2項及び第64条上の漁獲国には当たらず、第63条及び第64条上、両当事国は関係機関としてIOTCを選択している⁽⁹⁸⁾。第194条1項及び第62条5項については、本件の状況には適用できない⁽⁹⁹⁾。そして、英国は、MPAに関して行われた二国間協議は、モーリシャスによって終了させられたと主張する⁽¹⁰⁰⁾。

権利濫用に関しては、MPAにおける商業漁業の禁止は現行の漁業法の下で履行されていること、MPAの財源はBIOT行政府とNGOによる官民提携事業形式であること、取り締まりはBIOTの監視船と護衛官(Protection Officers)によって執行されること、例外とされるディエゴガルシア島での非商業漁業の漁獲は限定的であることを述べ、モーリシャスの主張を否定する⁽¹⁰¹⁾。またMPAの設定は、再定住問題には何の影響もないと英国は主張する⁽¹⁰²⁾。

(91) *Ibid.*, para.8.5.

(92) *Ibid.*, para.8.8.

(93) *Ibid.*, paras.8.18-23.

(94) *Ibid.*, para.8.37.

(95) *Ibid.*, para.8.40.

(96) *Ibid.*, para.8.41.

(97) *Ibid.*, para.8.45.

(98) *Ibid.*, para.8.48.

(99) *Ibid.*, paras.8.49-50.

(100) *Ibid.*, para.8.51.

(101) *Ibid.*, paras.8.62-63.

UNCLOS 第 63 条及び第 64 条、及び公海漁業協定第 7 条上求められる他国との協力については、英国は IOTC を通じて、積極的にモーリシャス及び他国と協力したと主張する⁽¹⁰³⁾。公海漁業協定第 7 条違反に関する申立については、英国は、当該紛争に適用可能な法は公海漁業協定ではなく、IOTC 協定であると主張する⁽¹⁰⁴⁾。また第 7 条上の漁業国にモーリシャスがあてはまらないこと、第 7 条 2 項及び 3 項上の一貫性ある措置に合意する義務は英国ではなくモーリシャスにあること、公海漁業協定に従った協力のための妥当なフォーラムは IOTC であることを主張する⁽¹⁰⁵⁾。

答弁書の最後において、英国は以下の通り仲裁廷に求めた。

「当答弁書に記載の理由により、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、仲裁廷に対し、謹んで以下の通り要請する。

(i) モーリシャスのそれぞれの申立に対して、管轄権を有しないことを判断すること。

(ii) あるいは、モーリシャスの申立を却下すること。

加えて、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、仲裁廷に対して、モーリシャスが、本件への訴え（仲裁人に対する異議申立に関するものを含む）において、英国の被った費用を負担し、モーリシャスが、英国に対して、仲裁費用の負担分を賠償することを決定するよう要請する。」⁽¹⁰⁶⁾

(4) モーリシャスの抗弁書

モーリシャスの抗弁書の構成は以下の通りである。「序論」(Chapter 1)の後、「歴史的及び事实的背景」(Chapter 2)、「『海洋保護区』の創設」(Chapter 3)、「意見交換及び第 283 条 1 項」(Chapter 4)、「英国は『MPA』を宣言する権限を有する沿岸国ではない」(Chapter 5)、「『MPA』は条約上のモーリシャスの権利を侵害する」(Chapter 6)、「仲裁廷の管轄権」(Chapter 7)の順で主張がなされる。

まず、意見交換の義務について、モーリシャスは、第 283 条 1 項の要件が満たされていないとする英国のアプローチは、グルジア対ロシア事件で ICJ によって述べられた規則⁽¹⁰⁷⁾に合致しないと主張する⁽¹⁰⁸⁾。そして、本件における

(102) *Ibid.*, para.8.64.

(103) *Ibid.*, para.9.2.

(104) *Ibid.*, para.9.16.

(105) *Ibid.*, paras.9.18-24.

(106) *Ibid.*, p.246.

(107) 「国家は、後に裁判所において特定の条約を援用するために、他国との意見交換にお

モーリシャスの主張は、複数回、多様なフォーラムにおいて取り上げられ、UNCLOSの主題(subject-matter)に基づいていることから、要件を満たしているとする⁽¹⁰⁹⁾。

英国が「MPA」を宣言する権限を有する沿岸国ではないことについては、モーリシャスは、英国の主張に以下の通り反論する⁽¹¹⁰⁾。法的には、(i) 1965年のモーリシャス独立当時、自決権は明白に国際法上確立していたこと、(ii) 「一貫した反対国」の概念は根本規範には適用されないため、英国はこの権利に関して「一貫した反対国」とはなり得ないこと、(iii) 英国がこの権利の発展に対して一貫して反対してはならず、1965年以前にも一定の状況においてこれを受け入れ、適用してきたこと、そして(iv) 植民地の領土の統一性は、自決権の重要な側面であり、人民の自由に表明された希望によってのみ放棄され得るものであることを挙げる。またたとえ自決権に関する国際法規則が当時あったとしても、チャゴス諸島に対するモーリシャスの主権は認められないとする英国の主張に対しては、(i) チャゴス諸島は常にモーリシャスの不可分の一部であり、従ってモーリシャスの人民が自決権を享受する領域的単位(territorial unit)の一部であること、(ii) 英国が主張するモーリシャス代表の諸島分離の「合意」は、モーリシャス人民の領土の保全性への権利を放棄する意思の自由な表明とするには不十分であること、(iii) モーリシャスは英国の主権の主張に対して反対し続けてきたこと、(iv) *uti possidetis*の原則は、宗主国に対して独立前の植民地領土分割の権利を付与するものではないこと⁽¹¹¹⁾を挙げる。

「MPA」がモーリシャスのUNCLOS上の権利を侵害するという点については、モーリシャスはまず、UNCLOS第2条3項の通常の意味によれば、領海における主権の行使は、UNCLOSと国際法の他の規則の対象となることを定めていると主張する⁽¹¹²⁾。ここでの「国際法の他の規則」として、モーリシャ

いて、明示的に当該条約に言及しなければならないという必要はない。」Case Concerning Application of the International Convention of the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Georgia v. Russian Federation) Preliminary Objections, Judgment of 1 April 2011, p.85.

(108) Reply of the Republic of Mauritius [hereinafter cited as “Mauritius Reply”], 18 November 2013, para.4.71.

(109) *Ibid.*, para.4.77.

(110) *Ibid.*, para.5.3.

(111) *Ibid.*, para.5.4.

スは、(i) 天然資源への伝統的なアクセス権を尊重する義務、(ii) 漁業権や鉱業権を保護する確約を含む、保証の遵守の義務、(iii) 2009年に英国のゴードン・ブラウン首相(当時)によってなされた誓約(commitment)の遵守の義務、(iv) 他国の権利に影響を与える事項に関して協議を行う義務を挙げる⁽¹¹³⁾。

モーリシャスによれば、英国による保証には、1965年のものと、2009年のブラウン前首相によるものの二つがある⁽¹¹⁴⁾。漁業に関する保証は拘束力ある義務的なものであるとモーリシャスは主張する⁽¹¹⁵⁾。また、ブラウン前首相がモーリシャス首相に対して、「MPA」は保留にする旨を保証したにもかかわらず、これを履行しなかったことで、英国はUNCLOS第2条3項に違反した⁽¹¹⁶⁾。モーリシャスはチャゴス諸島の水域に関して、協議を受ける特別な利益と権利を有すると主張し、英国が協議義務を果たさなかったと主張する⁽¹¹⁷⁾。以上のことから、英国による「MPA」の設定はUNCLOS第2条3項に違反しているとモーリシャスは主張する⁽¹¹⁸⁾。

第5部に関しては、モーリシャスは、英国がEEZにおける同国の権利を尊重しなかったこと、及び協議を適切に行わなかったことで、第55条と第56条2項に違反したと主張する。モーリシャスによれば、英国は、第56条2項上、歴史的なアクセス権の尊重を含む国際法規則を遵守することが求められる⁽¹¹⁹⁾。英国は、モーリシャスのチャゴス諸島の天然資源へのアクセス権を否定し、モーリシャスが、英国による200カイリ漁業水域の延長に対して異議申立を行わなかったと主張するが、モーリシャスはこれを否定する⁽¹²⁰⁾。またモーリシャスは英国がEEZに関連する「MPA」についての協議義務に違反したと主張し、第56条2項の「この条約と両立するように行動する」には第61条及び第197条が含まれると主張する⁽¹²¹⁾。また第56条2項の妥当な考慮を払う義務、第61条、第63条及び第64条における協議義務を果たしていないこ

(112) *Ibid.*, paras.6.6-7.

(113) *Ibid.*, para.6.5.

(114) *Ibid.*, para.6.21.

(115) *Ibid.*, para.6.24.

(116) *Ibid.*, paras.6.65-66.

(117) *Ibid.*, paras.6.68-69.

(118) *Ibid.*, para.6.73.

(119) *Ibid.*, para.6.79.

(120) *Ibid.*, para.6.81.

(121) *Ibid.*, paras.6.83-87.

とから、英国は第55条に個別に違反している⁽¹²²⁾。

大陸棚に関しては、諸島の大陸棚で発見された定着性種の漁獲をモーリシャスに禁じたことで、英国は特に第77条4項及び第78条2項の義務に違反しているとモーリシャスは主張する⁽¹²³⁾。

海洋環境に関しては、当該「MPA」は漁業活動の規制だけではなく、他の活動の規制も意図しており、英国が第194条1項の協議義務に違反し、同条4項上定められるモーリシャスの天然資源に対する歴史的権利を妨げたと主張する⁽¹²⁴⁾。

英国の他の協議義務違反については、モーリシャスはまず第63条及び第64条におけるストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関する義務に言及し、モーリシャスが同条上の漁業国に当たらないとの英国の主張を否定する⁽¹²⁵⁾。また公海漁業協定第7条に関しては、(i) モーリシャスが同条上の漁業国ではないとする英国の主張には根拠がないこと⁽¹²⁶⁾、(ii) 同条3項の協力義務が果たされていないこと⁽¹²⁷⁾、(iii) 同条2項は沿岸国によって採択された保存措置に対して優先権を与えてはいないこと⁽¹²⁸⁾、(iv) IOTC協定第16条⁽¹²⁹⁾は沿岸国の保存措置を優先することを定めてはいないこと⁽¹³⁰⁾、(v) 英国はIOTCにその計画を通報しただけで、協力する努力はしていないことを主張する⁽¹³¹⁾。

第300条の権利濫用に関しては、「MPA」が同国の権利に関する法的勧告等に反しているだけではなく、科学的・環境的な正当性もないため⁽¹³²⁾、権利濫用を構成すると主張する。また英国の行動の濫用的性質は、最低限の協議の拒

(122) *Ibid.*, para.6.88.

(123) *Ibid.*, paras.6.91-96.

(124) *Ibid.*, paras.6.97-103.

(125) *Ibid.*, para.6.105.

(126) *Ibid.*, para.6.108.

(127) *Ibid.*, para.6.109.

(128) *Ibid.*, para.6.110.

(129) 「この協定は、沿岸国がその管轄の下にある200海里までの水域内において高度回遊性の種を含む生物資源の探査、開発、保存及び管理を行うことを目的として、海洋に関する国際法に従って主権的権利を行使することを害するものではない。」Agreement for the Establishment of the Indian Ocean Tuna Commission, *supra* note 67, Article 16.

(130) Mauritius Reply, *supra* note 108, paras.6.111-2.

(131) *Ibid.*, para.6.113.

(132) *Ibid.*, para.6.118.

絶からも強調されると同国は主張する⁽¹³³⁾。

仲裁廷の管轄権については、モーリシャスは以下の通り主張する。まず、英国による「自然保護区」と「海洋保護区」の設定は、漁業資源の保全ではなく、生物多様性の保護の目的が意図されており、その広範囲に及ぶ効果が、その水域及びその海底と大陸棚底土におけるモーリシャスの権利行使を妨げている⁽¹³⁴⁾。仲裁廷の管轄権を認めることで、生物資源に対する沿岸国の主権的権利の行使が他国による異議申立と妨害（interference）の対象になるようなことはなく、条約起草者の意図した沿岸国による漁業資源の保存、規律の主権的権利の合法的な行使には影響を及ぼさない⁽¹³⁵⁾。また、人間活動のすべてを制限することを目的とするような「MPA」は、条約起草者が企図していた意味での漁業管理措置ではない⁽¹³⁶⁾。従って、義務的手続から排除されない。

モーリシャスは抗弁書の最後において、以下の通り仲裁廷に求めた。「モーリシャスは、附属書 VII 仲裁裁判所に対し、条約の規定と、条約と矛盾しない国際法の適用可能な規則に従って、チャゴス諸島に関して、以下の通り要請する。

(1) 英国は、特に条約第 2 条、55 条、及び 76 条の意味における「沿岸国」ではないため、「MPA」又は他の水域を宣言する権限を有していない。及び／又は、

(2) モーリシャスが、特に条約第 2 条、55 条及び 76 条上の意味における「沿岸国」としての権利を有していることから、チャゴス諸島に関連して、モーリシャスに対してなされた保証を考慮して、英国は、一方的に「MPA」又は他の水域を宣言する権限を有していない。及び／又は、

(3) 英国の「MPA」の意図は、条約上の英国の義務、特に第 2 条、55 条、56 条、62 条、63 条、64 条、194 条及び 300 条、及び 1995 年協定第 7 条上の義務に合致しない。

モーリシャスは、必要であれば、申立及び請求する救済を補足及び／又は改訂し、条約上の権利を保全する必要に応じて、仲裁廷に他の要請を行う権利を留保する。」⁽¹³⁷⁾

(133) *Ibid.*, para.6.122.

(134) *Ibid.*, para.7.125.

(135) *Ibid.*, para.7.127.

(136) *Ibid.*, para.7.128.

(137) *Ibid.*, p.237.

(5) 英国の再抗弁書

英国の再抗弁書の構成は以下の通りである。「序論」(Chapter I)に続き、第一部「事実」において、「憲法上及び外交上の背景」(Chapter II)と「BIOT 海洋保護区」(Chapter III)について述べる。次に第二部「主権に関する申立」において、「仲裁廷はモーリシャスの主権に関する申立に対する管轄権を有しない」(Chapter IV)、及び「モーリシャスの主権に関する申立には実体的側面がない (no merit)」(Chapter V)との主張を行う。第三部「管轄権」では「第283条1項の要件が満たされていないため仲裁廷は管轄権を有しない」(Chapter VI)、及び「MPA が条約違反であると決定する管轄権を仲裁廷は有しない」(Chapter VII)との主張を行う。最後に第四部「本案」において「MPA は UNCLOS 上のモーリシャスの権利を侵害しない」(Chapter VIII)旨についての主張を行う。

MPA の UNCLOS 適合性を判断する仲裁廷の管轄権について、英国は、第297条1項(c)の適用は、海洋環境の保護保全のための特定の国際的な規則及び基準の違反に関する紛争に制限されると主張する⁽¹³⁸⁾。そして、(i) MPA によって新たに導入されたのは海洋生物資源の保存管理に係る措置だけで、第297条3項が適用されること⁽¹³⁹⁾、(ii) たとえ当該紛争が「環境」紛争であるとしても、第297条1項(c)上の義務的な管轄の範囲内ではないこと⁽¹⁴⁰⁾、(iii) 本件はモーリシャスがアクセスを求める BIOT の FCMZ 内の生物資源の保存管理に関する紛争であり、第297条3項(a)上、義務的な管轄から排除される紛争の一種であること⁽¹⁴¹⁾、(iv) モーリシャスの第297条3項(a)の限定的な解釈は受け入れられないこと⁽¹⁴²⁾、(v) 第63条及び第64条は、本件には適用できないことを主張する⁽¹⁴³⁾。

本案については、英国は、モーリシャスが BIOT の領海、FCMZ、EPPZ 又は大陸棚において主張される権利を有していないこと、そして、モーリシャスが UNCLOS や他の条約の下で主張する権利を、MPA の宣言が侵害していないことを主張する⁽¹⁴⁴⁾。

まず英国は、UNCLOS 第2条3項は、「国際法の他の規則」を遵守する独立

(138) Rejoinder of the United Kingdom, 17 March 2014, p. 102.

(139) *Ibid.*, para.7.4.

(140) *Ibid.*, para.7.5.

(141) *Ibid.*, paras.7.7-8.

(142) *Ibid.*, para.7.9.

(143) *Ibid.*, para.7.11.

(144) *Ibid.*, p.153.

した義務を設定する条文ではないと主張する⁽¹⁴⁵⁾。英国によれば、1965年の保証は、英国政府とモーリシャス植民地（当時）の閣僚会議の間で至った合意であり、国際合意でも一方的宣言でもない⁽¹⁴⁶⁾。また、モーリシャスが依拠するブラウン前首相の「保証」について、英国は、事実の問題としてそのような保証はなされなかったと主張する⁽¹⁴⁷⁾。英国は、モーリシャスが、MPAに関する二国間協議を途中で中止した事実を無視していると主張する。また、英国によれば、第2条3項は協議に関する一般国際法を含んでおらず、独立した協議義務を設定するものではない⁽¹⁴⁸⁾。

第56条2項がEEZにおける他国の権利を尊重する積極的な義務を設定し、また、協議義務を含む条文であるとするモーリシャスの主張についても、英国は否定する⁽¹⁴⁹⁾。

大陸棚の権利については、英国は、200カイリを越える部分についてCLCSへの申請を行わなかったことが、200カイリ内のBIOTの大陸棚に対する沿岸国の主権的権利に影響を与えることはないと主張する⁽¹⁵⁰⁾。モーリシャスは、英国が大陸棚の定着性種の漁獲を禁止することによって第6部に違反しているとも主張するが、これまで当該水域で定着性種が開発されていた証拠は示されていない⁽¹⁵¹⁾。また、大陸棚における定着性種へのアクセスを管理する沿岸国の主権的権利は、EEZにおける漁業に関する権利よりも排他的なものであると英国は主張する⁽¹⁵²⁾。

海洋環境汚染については、英国は、MPA宣言が国際海事機関（IMO）の規則と基準に従ったこれまでの規制を変更するものではなく⁽¹⁵³⁾、新たに導入された唯一の措置は商業漁業の禁止だけであるため⁽¹⁵⁴⁾、第194条1項及び4項上の義務には反していないと主張する。

第5部と公海漁業協定の違反に関しては、英国は、モーリシャスは第63条

(145) *Ibid.*, para.8.2-4.

(146) *Ibid.*, para.8.16.

(147) *Ibid.*, para.8.24.

(148) *Ibid.*, para.8.25.

(149) *Ibid.*, para.8.28.

(150) *Ibid.*, para.8.38.

(151) *Ibid.*, paras.8.43-45.

(152) *Ibid.*, para.8.46.

(153) *Ibid.*, para.8.48.

(154) *Ibid.*, paras.8.53-54.

及び第 64 条上の漁業国ではなく、これは IOTC の報告からも明らかであると主張する⁽¹⁵⁵⁾。また第 63 条、第 64 条及び公海漁業協定第 7 条上、英国にはモーリシャスと協力する義務はなく⁽¹⁵⁶⁾、IOTC とその加盟国に MPA に関する通報を行ったことで、英国は協議手続を発動した⁽¹⁵⁷⁾。モーリシャスは 2009 年に、MPA と漁業に対するその影響について、英国との直接的な対話において議論している。英国との漁業管理に関する協議が第 283 条の要件を満たすのに十分であるならば、そのような意見交換ではなぜ第 63 条、第 64 条及び公海漁業協定第 7 条上の協議の要件が満たされないのか、モーリシャスは説明していない⁽¹⁵⁸⁾。そして、モーリシャスは、漁業管理に関して協議される現実の利益 (real interest) を有していなかったと英国は主張する⁽¹⁵⁹⁾。

権利濫用については、モーリシャスの提示した証拠等を英国は否定する⁽¹⁶⁰⁾。

再抗弁書の最後で、英国は以下の通り仲裁廷に要請した。

「当再抗弁書及び答弁書に記載の理由により、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、仲裁廷に対し、謹んで以下の通り要請する。

(i)モーリシャスのそれぞれの申立に対して、管轄権を有しないことを判断すること。

(ii)あるいは、モーリシャスの申立を却下すること。

加えて、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、仲裁廷に対して、モーリシャスが、本件への訴え（仲裁人に対する異議申立に関するものを含む）において、英国の被った費用を負担し、モーリシャスが、英国に対して、仲裁費用の負担分を賠償することを決定するよう要請する。」⁽¹⁶¹⁾

三. 争点に関する考察

1. 仲裁の管轄権に関する問題

モーリシャスは UNCLOS 第 287 条及び仲裁に関する付属書 VII に基づき、

(155) *Ibid.*, para.8.58.

(156) *Ibid.*, para.8.62.

(157) *Ibid.*, para.8.63.

(158) *Ibid.*, para.8.67.

(159) *Ibid.*, para.8.69.

(160) *Ibid.*, para.8.76.

(161) *Ibid.*, p.187.

仲裁に当該紛争を付託したが、英国は当該仲裁廷の管轄権について争っている。仲裁廷の管轄権に関する議論については、訴答書面が公開される以前から、複数の論者によりその問題点が議論されていたが、書面から明らかになった両当事国間の争点を以下、簡単に検討する。

第一に、領域権原に関する紛争について仲裁廷が判断できるのかという問題があげられる。特にモーリシャスの第一の申立（『海洋保護区（MPA）』は1982年の国連海洋法条約と合致せず、法的効果を有しない。）は、UNCLOSの解釈適用に関する紛争というよりは、領域権原に関する紛争であり、仲裁廷が、権原の問題からUNCLOSに関する紛争を分離するのは難しいと考えられる⁽¹⁶²⁾。仲裁廷は最初に、チャゴス諸島に対する主権の問題を解決しなければならない可能性があるが、島の領域権原について、判断する管轄権を有しているのかという点については争いがある⁽¹⁶³⁾。

第二に、本件で問題となっている、漁業を禁止するMPAの規制措置は、第297条3項(a)に定められる、義務的手続適用の制限の対象となるのではないかという問題がある⁽¹⁶⁴⁾。EEZ全域にわたる「ノーテイク水域」の設定は、第56条(1)(a)の沿岸国の資源に対する主権的権利に属するのか、あるいは第56条(1)(b)(iii)の海洋環境の保護及び保全に関する管轄権の行使に当たると考えられる⁽¹⁶⁵⁾。沿岸国が海洋の利用に関してUNCLOSの規定に違反して行動したと判断される場合、又は海洋環境の保護及び保全のための国際的な規則及び基準に違反して行動したと判断される場合、義務的な紛争解決手続の適用を受けるが⁽¹⁶⁶⁾、EEZにおける生物資源に関する自国の主権的権利、又はその行使に関する紛争については、沿岸国はUNCLOS上定められる紛争解決手続への付託を受け入れる義務を負わない⁽¹⁶⁷⁾。この点、第297条3項(a)の規定は、EEZにおける漁業に関して沿岸国に付与される主権的権利の性質を反映しており、その裁量は、第三国が沿岸国の主権的権利の行使に対して異議申立する

(162) Churchill, *supra* note 35, p.512.

(163) Irina Buga, “Territorial Sovereignty Issues in Maritime Disputes: A Jurisdictional Dilemma for Law of the Sea Tribunals,” *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 27 (2012), pp.76-77.

(164) Churchill, *supra* note 35, p.512.

(165) Papanicolopulu, *supra* note 19, p.672.

(166) United Nations Convention on the Law of the Sea (hereinafter cited as “UNCLOS”), *United Nations Treaty Series*, Vol. 1833 (1983), pp.3-581, Article 297(1)(a), (c).

(167) UNCLOS, Article 297(3)(a).

権利を有しうる状況が容易に考えられないほどに広く、無条件なものであるとされる⁽¹⁶⁸⁾。天然資源の保存管理に関する沿岸国の主権的権利と、漁業実績国や、内陸国及び地理的不利国の利益とどのように調整するかは、起草過程でも紛糾した問題の一つであったため、多義的な解釈を許容する表現が実体規定に採用され、その主権的権利とその行使に対する制約は、具体的紛争において裁判基準として用いられるには適当ではないと考えられる⁽¹⁶⁹⁾。特に本件の場合、英国は当該 MPA が課す規制は禁漁措置のみであり、EEZ における沿岸国の主権的権利の範囲内であると主張している。

第三に、モーリシャスが信義誠実及び権利の濫用に関する一般的な義務を定める UNCLOS 第 300 条を、独立した管轄権の根拠とする可能性も指摘されていた⁽¹⁷⁰⁾。今回、モーリシャスは特に第 300 条を管轄権の根拠とする主張は行っていないが、英国は、「第 300 条の文言から、第 300 条がそれ自体で援用されることはできないのは明らかであると裁判所は判断する。これは条約上『認められた権利、管轄権及び自由』が恣意的に行使された場合にのみ妥当する」⁽¹⁷¹⁾と判断した ITLOS の *Louisa* 号事件判決と、「オーストラリアとニュージーランドは ITLOS において第 300 条を援用したが、この仲裁廷における手続においては、日本の、誠実に行動する義務の独立した違反について主張しないことを明らかにした」⁽¹⁷²⁾とするミナミマグロ事件仲裁判断を引き、第 300 条を独立した管轄権の根拠とすることはできないと主張している⁽¹⁷³⁾。

2. 実体的問題

実体的な問題については、本件では、英国がチャゴス諸島に対して主権を有していないために、その領海及び EEZ に対して海洋保護区を設定する権限を

(168) A. L. C. De Mastral, “Compulsory Dispute Settlement in the Third United Nations Convention on the Law of the Sea: A Canadian Perspective,” in Thomas Buergenthal (ed.), *Contemporary Issues in International Law: Essays in Honor of Louis B. Sohn* (N.P.Engel, 1984), p.184.

(169) 青木隆「海洋紛争の解決」国際法学会編『日本と国際法の100年 第3巻 海』(三省堂、2001年)254頁。

(170) Papanicolopulu, *supra* note 19, p. 676.

(171) *The M/V “Louisa” Case* (Saint Vincent and the Grenadines v. Kingdom of Spain), Judgment of 28 May 2013, para.137.

(172) Southern Bluefin Tuna Case (Australia and Japan; New Zealand and Japan), Award on Jurisdiction and Admissibility Decision of 4 August 2000, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol.23 (2004), para.64.

(173) UK Counter-Memorial, *supra* note 26, paras.6.64–6.66.

有しない点と、たとえその権限があったとしてもその設定に関してはモーリシャスの国際法上の権利を侵害しているという点の二点が申し立てられている。今回割愛する前者の問題を別にすれば、モーリシャスによって申し立てられている英国の違反行為は、第一にモーリシャスが当該水域に対して有する歴史的権利を尊重し、協力する義務の違反、第二に事前通報協議義務の違反、第三に権利濫用の三点に整理されると考えられる。権利濫用に関しては、モーリシャスが当該水域の資源に対して権利を有していることと、英国が事前の通報協議の義務を怠ったことという他の論点と重複する争点と、当該 MPA の科学的・環境的正当性という事実に関する争点からなっているため、本稿では特に区別して検討することはしない。

(1) 海洋保護区の設定に関する問題

海洋保護区の設定に関しては、第一に、UNCLOS 上、EEZ に関して、国家は明確に海洋環境を保護する個別的及び集会的な義務を有しているが、その EEZ 内の広域を「ノーテイク水域」と設定し、漁業、石油ガス開発、鉱業、その他のすべての採取活動を永久に禁止することができるのか、第二に、領海及び EEZ 内に大規模な「ノーテイク水域」を設定することが海洋法上可能であったとしても、その水域に他国が獲得してきた歴史的権利が存在する場合、その設定が国際法上許容されるかという二点の問題が考えられる。

モーリシャスは、申述書において、たとえ英国がチャゴス諸島周辺水域の沿岸国であるとしても、MPA の設定による規制はモーリシャスの権利を侵害すると主張し、その根拠として、沿岸国の領海に対する主権に関する第 2 条 3 項と、EEZ の法的地位に関する第 55 条及び第 56 条を挙げる。モーリシャスによれば、第 2 項 3 項は、UNCLOS 及び他の国際法の規則に従って領海上にその主権を行使することを沿岸国に義務付けており、それは天然資源の開発に関する伝統的権利を尊重し、法的拘束力ある保証に従うという一般国際法上の義務を含む。また第 55 条及び第 56 条上、沿岸国は UNCLOS 第 5 部上の権利を行使する際に、EEZ において他国に妥当な考慮を払う義務を負う。また抗弁書においては、UNCLOS 第 2 条 3 項の「国際法の他の規則」には、モーリシャスが有する天然資源への伝統的なアクセス権を尊重する義務、モーリシャスの漁業権や鉱業権を保護する保証の遵守の義務、当時の首相によってなされた保証の遵守の義務が含まれるとする。

これに対して英国は、再抗弁書において、MPA を宣言することは UNCLOS 及びその他の国際法上の権利を侵害していないと主張する。第一に、第 2 条 3

項は「国際法の他の規則」を遵守する独立した義務を設定する条項ではなく、第二に、第194条4項上の義務に関しては、当該MPAによって導入された新たな措置は商業漁業の禁止だけであり、汚染に関して管轄権は行使していないと主張する。

(a) UNCLOSにおけるEEZに関する規定との関係

第一に、沿岸国はEEZにおいて、海洋環境を保護する義務を有しているが、そのEEZ内の広域に「ノーテイク水域」を設定し、漁業を始めとする採取活動をすべて禁止することができるのだろうか⁽¹⁷⁴⁾。

EEZにおける海洋保護区の設定については、船舶からの汚染について規定する第211条6項に規定が見られる。しかし、保護区設定の要件の厳格さと、その実効性が限られていることから、現在に至るまで実行に移されたことはない⁽¹⁷⁵⁾。また本件においても、両当事国とも同条を根拠とする主張は行っていない。

沿岸国は、自国のEEZにおける天然資源の探査・開発・保存・管理及び経済開発のための諸活動に主権的権利を、構築物の設置・利用、科学的調査、海洋環境の保護・保全に管轄権を有する⁽¹⁷⁶⁾。EEZにおいて、沿岸国は、この条約に適合する生物資源の保存措置等の条件に関する国内法令を定めることができる。その事項として、UNCLOSは、許可書の発給、漁獲可能種・漁獲割当の決定などに及ぶことができると定めている⁽¹⁷⁷⁾。また、沿岸国は、EEZ内の生物資源に対するその主権的権利を根拠に、その水域内の特定の水域を、例えば、海洋ほ乳類の保護のためのものと決定することもできる。海洋環境を保護する一般的な義務を考慮に入れると、例えば、希少で脆弱な生態系といった一定の状況において、そのような措置をとることは、沿岸国に義務付けられているさえ言えるかもしれないという見解もある⁽¹⁷⁸⁾。

UNCLOSはまた、海洋環境の保護及び保全に関する条約第12部の規定によってとられる措置には、希少・脆弱な生態系、及び減少していたり、脅威にさらされていたり、又は絶滅のおそれのある種などの海洋生物の生息地を保護・

(174) Alison Rieser, "The Papahānaumokuākea Precedent: Ecosystem-scale Marine Protected Areas in the EEZ," *Asian-Pacific Law and Policy Journal*, Vol.13 No. 2 (2012), p.216.

(175) Lagoni, *supra* note 7, p.162.

(176) UNCLOS, Article 56(1).

(177) UNCLOS, Article 62(4).

(178) Lagoni, *supra* note 7, p.159.

保全するために必要な措置をも含めると規定している⁽¹⁷⁹⁾が、これは沿岸国のEEZに関する管轄権を創設するような規定ではない⁽¹⁸⁰⁾。

従って、EEZ全体を「ノーテイク水域」とするような措置が主権的権利の範囲内であると認められるかという点については疑問が残る。EEZに関する枠組の範囲内であれば、沿岸国がMPAを設定する権限を有していることは認められるにしても、完全に閉鎖してしまうことは漁業や他の海洋における活動の権利の侵害に当たるとも考えられる⁽¹⁸¹⁾。沿岸国は、EEZにおいて、他国の権利と義務に妥当な考慮を払う義務を有しており⁽¹⁸²⁾、沿岸国以外の国家も航行及び上空飛行の自由、海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由などを享受する⁽¹⁸³⁾ため、これらの権利を侵害するような形の海洋保護区については国際法に合致しない可能性がある。特に本件では、モーリシャスが当該水域において歴史的な漁業権を有していることを主張している。次項にて、その検討を行う。

(b) 歴史的権利、歴史的漁業権との関係

第二に、沿岸国が領海やEEZ内に大規模な「ノーテイク水域」を設定することが国際法上可能であったとしても、その水域に他国が獲得してきた歴史的権利が存在する場合、そのような水域の設定が国際法上許容されるのかという問題がある。

モーリシャスは、先住民の小規模(artisanal)活動及び漁業を含む歴史的権利を根拠として、英国による海洋保護区の設定によりその漁業活動が違法に妨げられていると主張している。その際、ICJが漁業管轄権事件において、「アイスランドの規制に関する規定(略)とその履行の方法は、原告の漁業権を尊重していない」と判断し、従ってアイスランドが、「その漁業の自由を行使する際」に「他国の利益に合理的な考慮」を払うことを求める1958年公海条約の第2条に定められる原則に違反したと判断したことを引用し、UNCLOS第56条2項の「妥当な考慮」への言及は、アクセスに関する歴史的権利を含む国際法規則の遵守を規定するものであるとしている⁽¹⁸⁴⁾。

(179) UNCLOS, Article 194(5).

(180) Lagoni, *supra* note 7, p.160.

(181) Philippe Sands and Jacqueline Peel, *Principles of International Environmental Law* [3rd Edition] (Cambridge University Press; 2012), p.444.

(182) UNCLOS, Article 56(2).

(183) UNCLOS, Article 58(1).

UNCLOS 以前に Fitzmaurice は、歴史的な漁業に関する権利について、「その水域が公海であり、すべての人に共有されてきたことを根拠に、所与の国家の漁船が特定的水域において、有史以前から (immemorial)、又は長い期間を超えて、漁業を習慣化してきた場合、その国家は、それを通じて (それが特定の権限のない、私的な船舶であるにもかかわらず)、その水域における漁業がその漁船に (勿論非排他的な根拠で) 残され続けるという既得の利益を獲得すると言える。よって、他国がその水域を自国領海であると主張し、それが正当であるとされ、あるいは承認されても、その獲得された漁業の権利は尊重され続けるために、その影響を受ける。」⁽¹⁸⁵⁾と主張していた。これは、モーリシャスによっても引用され、その主張の根拠の一つとなっている⁽¹⁸⁶⁾。

UNCLOS の第5部は直接的に伝統的漁業の残存について取り扱ってはいないが、沿岸国に対し、EEZにおける生物資源についての自国の漁獲能力を決定し、自国が漁獲可能量のすべてを漁獲する能力を有しない場合には、協定その他の取り決めにより、他国に漁獲可能量の余剰分の漁獲を認めるよう定めている⁽¹⁸⁷⁾。また、その際には、その地域の開発途上国、及びその国民が伝統的に当該EEZで漁獲を行ってきた国、又は資源の調査及び識別に実質的努力を払ってきた国における経済的混乱を最小のものに留める必要性などの関連要因を考慮しなければならないとしている⁽¹⁸⁸⁾。

これに関して、Attard は、一般国際法上、歴史的漁業権は尊重されなければならないとしつつも、第62条3項上、伝統的な漁業が関連要因として認められながらも、沿岸国には、それを他の関連要因と併せて考慮に入れることだけが義務付けられていること、さらに、沿岸国のEEZにおいて、その国民が伝統的に漁業を行ってきた国家の経済的混乱を最小化するという範囲内においてのみ、考慮に入れることが義務付けられているに過ぎないことの重要性を指摘している⁽¹⁸⁹⁾。200カイリ水域内で外国人の伝統的 (traditional or habitual) な漁

(184) Mauritius Reply, para.6.79; Fisheries Jurisdiction Case (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland v. Iceland) Merits, Judgment, *ICJ Reports 1974*, paras.59-61.

(185) Sir Gerald Fitzmaurice, *The Law and Procedure of the International Court of Justice*, vol. I (Grotius Publication Limited, 1986), p.181.

(186) Memorial, *supra* note 41, para.7.11.

(187) UNCLOS, Article 62(2).

(188) UNCLOS, Article 62(3).

(189) David Attard, *The Exclusive Economic Zone in International Law* (Clarendon Press, 1987), pp.170-171.

業権を特別に認めている合意は多数ある⁽¹⁹⁰⁾が、余剰分がある場合は必ず他国にアクセスを認めなければならないとする慣習国際法が存在するかどうかについては学説上争いがあり、実行上はそのような慣習規則の存在は認められない⁽¹⁹¹⁾。

第300条の権利濫用との関係についても、前述の通り、第297条3項(a)における、沿岸国の主権的権利とその行使に関する紛争の、義務的手続からの排除の規定と併せ読むと、沿岸国による恣意的なアクセス拒否のような不履行であっても、UNCLOS上は権利濫用を構成することにはならないと考えられる⁽¹⁹²⁾。もっとも、漁業国が、UNCLOSからは独立した他の合意などによる審査を確保している場合は、第300条は沿岸国による恣意的な行動に異議申立をする法的根拠を提供しようともされるため⁽¹⁹³⁾、英国によるモーリシャスに対する保証に法的な拘束力が認められる場合は、それに反するアクセスの拒否が権利濫用を構成すると認められる可能性はある。

歴史的な漁業に関する権利については、特に海洋境界画定に関する裁判や仲裁において一方当事国から申し立てられる場合がある。

1982年のチュニジア・リビア大陸棚事件判決において、ICJは、海洋境界画定の際の関連事情の一つとして申し立てられた歴史的漁業権に関しては、裁判所の判断において考慮する余地はないとしながらも、歴史的権利は一般国際法によって規律され続けていると述べている。ICJによれば、「歴史的水域」や「歴史的湾」に対して単一の「レジーム」を規定する一般国際法があるわけではなく、具体的に認められた「歴史的水域」または「歴史的湾」のケースそれぞれに特定のレジームが定められている⁽¹⁹⁴⁾。

1996年のエリトリア・イエメン仲裁事件（第二段階）判断においては、「伝統的漁業レジーム」について判断がなされた。仲裁廷は、「伝統的漁業レジーム」とは、資源に対する両国の共通の権限や、両国間の分配された権利ではなく、エリトリア及びイエメンの漁業者に対して小規模漁業（artisanal fishing）に

(190) *Ibid.*

(191) R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea* [Third Edition] (Manchester University Press, 1999), p.291.

(192) William T. Burke, "The Law of the Sea Convention Provisions on Conditions of Access to Fisheries Subject to National Jurisdiction," *Oregon Law Review*, Vol.63 (1984), p.91.

(193) *Ibid.*

(194) *Continental Shelf (Tunisia/ Libyan Arab Jamahiriya)*, Judgment, *ICJ Reports 1982*, para.

従事する権利を付与するものであると述べた⁽¹⁹⁵⁾。「小規模漁業」の用語は、商業漁業とは対照的に使用されており、「伝統的漁業レジーム」は、大規模商業または産業漁業にも、第三国の国民による漁業(小規模であれ産業的なものであれ)にも拡大されないとされる⁽¹⁹⁶⁾。また仲裁廷は、「伝統的な漁業レジーム」に付随する権利として、問題となっている島への、及び島からの自由なアクセスを挙げている⁽¹⁹⁷⁾。仲裁廷によれば、関連する港に入港したり、そこで魚類を取引したりすることも、「伝統的なレジーム」の不可分の一要素である⁽¹⁹⁸⁾。また、「伝統的漁業レジーム」は特定の島の領海内に限定されるものではないとも述べている⁽¹⁹⁹⁾。

バルバドスとトリニダード・トバゴの境界画定仲裁においては、トリニダード・トバゴの水域におけるバルバドス漁民による伝統的な小規模漁業の権利について争われた。バルバドスは、特に伝統的な小規模漁業の権利として、(i)長期間の伝統的な小規模漁業の行使は既得権を創設しようと認められてきていること、(ii)このような伝統的な小規模漁業の権利は、それを伝統的に行使してきた個人の国籍国のみならず、個人自身にも認められ、彼らの国家によって取り去られたり、無効とはされないこと、(iii)そのような権利はUNCLOSや一般国際法によって取り消されたりしないこと⁽²⁰⁰⁾を主張した。また、UNCLOS第62条は、獲得された小規模漁業権を終了させたり、沿岸国の一方的な裁量の対象となるアクセス制度に委ねたりすることを目的とした条文ではないと主張した⁽²⁰¹⁾。仲裁廷はこの争点に関する管轄権を否定し、トリニダード・トバゴのEEZ内に存在する漁業資源への、バルバドス漁民のアクセス権に関する判断は行わないとしたが、両当事国が仲裁廷に対してこの問題に関する見解の表明を要請していたことから、検討も行っている⁽²⁰²⁾。仲裁廷によれ

(195) Award of the Arbitral Tribunal in the Second Stage of the Proceedings (Maritime Delimitation) (Eritrea/Yemen) Decision of 17 December 1999, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol.22 (2001), para.103.

(196) *Ibid.*, para.106.

(197) *Ibid.*, para.107.

(198) *Ibid.*

(199) *Ibid.*, para.109.

(200) Arbitration between Barbados and the Republic of Trinidad and Tobago, relating to the delimitation of the exclusive economic zone and the continental shelf between them, Decision of 11 April 2006, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol.27 (2007), para.133.

(201) *Ibid.*, para.139.

(202) *Ibid.*, para.283.

ば、UNCLOS 第 63 条 1 項上、トリニダード・トバゴとバルバドスは漁業資源の「保存及び開発を調整し及び確保するために必要な措置について合意」する義務を負っており⁽²⁰³⁾、トリニダード・トバゴは、バルバドスと誠実に合意交渉する義務を負うと述べた⁽²⁰⁴⁾。

海洋境界画定の文脈において言及されてきたこれらの伝統的な漁業に関する権利は、境界画定の際の関連事情とは認められてはいないが、一般的な見解として、ICJ や仲裁廷はこれらの歴史的権利を一般国際法によって規律されるものであるとし、制限的なものであるにしても尊重することを沿岸国に求めている。それは領海には限定されず、付随的な権利として自由なアクセス権を認めるものである。そして沿岸国は、保存開発の調整確保のために必要な措置について誠実に交渉する義務を負う。

本件では、英国は、モーリシャスの国民は当該水域において伝統的に漁業を行っていないと主張し、モーリシャスが当該水域に対して歴史的な権利を有しているという主張を否定している。たとえ他国の歴史的権利を尊重する義務が英国に認められたとしても、歴史的権利そのものがモーリシャスあるいはモーリシャスの漁業者に認められない可能性はある。しかしながら、モーリシャス又はモーリシャスの漁業者に歴史的な権利が認められれば、英国が、米軍基地周辺のレクリエーション以外の漁業をすべて禁止する MPA を設定する際に、それを尊重しなかったと判断される可能性はある。

(2) 通報協議義務に関する問題

第二の争点は、モーリシャスが主張するように、英国には協議義務があったのか否か、そしてもしあったのであればそれは十分に履行されたのかという点である。

モーリシャスは、その申述書において、英国が生物資源の保存管理に関する協議義務と、海洋環境に関する協調義務を怠ったと主張している。前者に関しては、UNCLOS 第 62 条 5 項、第 63 条、第 64 条及び公海漁業協定第 7 条を、後者に関しては第 194 条を根拠とする。抗弁書においては、第 2 条 3 項を根拠に、チャゴス諸島の水域に関して協議を受ける特別な利益と権利を有していると主張する。そして、英国が協議を適切に行わなかったことで、EEZ に関する規定である第 55 条及び第 56 条 2 項に違反したと主張し、第 56 条 2 項の

(203) *Ibid.*, para.286.

(204) *Ibid.*, para.292.

「この条約と両立するように行動する」との規定が第61条及び第197条を含むと主張する。

これに対して英国は、答弁書においては、第56条2項が協議義務を課す条文ではないこと、モーリシャスが第63条2項、第64条及び公海漁業協定第7条上の漁業国とは言えないことと、両国はIOTCを地域的漁業機関として選択していること、第三に第194条1項及び第62条5項については本件の状況には適用できないことを主張する。加えて、再抗弁書において、第2条3項は協議に関する一般国際法を含んではおらず、独立した義務を設定する条文ではないことを主張する。

両国の主張は、「通報義務」「協議義務」及び「協力義務」を厳格に整理しているようには読めないため、それぞれの具体的内容は不明である。これらの用語の定義としては、例えば、通報協議義務については「自国の管轄下または管理下の活動が、他国の環境または自国の管轄・管理を越える地域の環境に、重大な影響を及ぼす、またはそのおそれのある場合に、当該活動国がその活動に関してあらかじめ、潜在的被影響国に通報をおこない、それらの国と協議を実施する、国家間の義務」⁽²⁰⁵⁾、事前協議については「国家が自国の管轄もしくは管理下にある一定の行為や活動を実施または許可する前に、他国や国際機関等、関係者との間で行う情報や意見の交換」⁽²⁰⁶⁾と定義されることがある。これは越境環境損害を引き起こすおそれのある活動の際に適用が義務付けられる。

モーリシャスが援用したUNCLOS及び公海漁業協定の条文を整理すると以下の通りである。海洋生物資源の保存管理に関しては、UNCLOSはEEZにおける生物資源の適当な保存措置を確保するため、適当な場合には、沿岸国と権限ある国際機関が協力すること⁽²⁰⁷⁾、及び入手可能な科学的情報などのデータに関しては、適当な場合には権限ある国際機関を通じ、及びすべての関係国の参加を得て、定期的に提供、及び交換することを義務付けている⁽²⁰⁸⁾。生物資源の利用に関しては、「沿岸国は、保存及び管理に関する法令について適当な通報を行う」⁽²⁰⁹⁾と定めている。また、UNCLOSと公海漁業協定は、ストラド

(205) 一之瀬高博『国際環境法における通報協議義務』(国際書院、2008年)14頁。

(206) 児矢野マリ『国際環境法における事前協議制度 執行手段としての機能の展開』(有信堂、2006年)1頁。

(207) UNCLOS, Article 61 (2).

(208) UNCLOS, Article 61 (5).

(209) UNCLOS, Article 62 (5).

リング魚類資源については、沿岸国と漁業国は、直接に、又は適当な地域的機関を通じて、接続する水域におけるストラドリリング魚類資源の保存のために必要な措置について合意するよう努めることを定めており⁽²¹⁰⁾、高度回遊性魚類資源については、沿岸国と漁業国に、当該地域全体においてその種の保存を確保し、かつ最適利用の目的を促進するために、直接に、又は適当な国際機関を通じて協力することを義務付ける⁽²¹¹⁾。

他方、海洋環境の保護に関しては、海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のために、単独、又は適当なときは共同して、すべての必要な措置をとり、またこの点に関して政策を調和させるよう努力するよう定めてられている⁽²¹²⁾。また、加盟国は、直接に、又は権限のある国際機関を通じて、海洋環境を保護・保全するため、国際的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を作成するために、協力することが義務付けられる⁽²¹³⁾。

しかしモーリシャスが援用した条文のうち、通報を義務付けるのは第 62 条 5 項（保存管理に関する法令の適当な通報）のみである。第 61 条 2 項及び第 197 条が定めているのは「協力する義務」であり、また第 62 条 5 項も情報の提供及び交換を義務付けるものであり、協議義務とは異なることには注意が必要であろう。またいずれの場合も、地域的漁業機関や国際機関を通じた協力が義務付けられているのであり、それが果たされている場合に、各関係国に対して直接かつ個別に協力することまでは義務付けられているわけではない。

それでは、海洋環境の保護保全及び海洋生物資源の保存管理に関する通報や事前協議は慣習法上、義務付けられていると言えるのか。モーリシャスは、領海に対する主権は、UNCLOS 及び国際法の規則に従って行使されると定める第 2 条 3 項に従って協議を受ける「特別な利益と権利」を主張しており、その際に、ICJ の漁業管轄権事件やラヌー湖事件仲裁判断を引用し、協議義務は「当事国のそれぞれの権利の性質から生じる」としている⁽²¹⁴⁾。この点については、議論がある。

(210) UNCLOS, Article 63 (2); Agreement for the Implementation of the Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks [hereinafter cited as “UNFSA”] *United Nations Treaty Series*, Vol. 2167 (1995), Art.7 (1) (a).

(211) UNCLOS, Article 64 (1); UNFSA, Art.7 (1) (b).

(212) UNCLOS, Article 194 (1).

(213) UNCLOS, Article 197.

(214) Mauritius Memorial, *supra* note 41, para.7.39; para.7.46.

ラヌー湖事件仲裁判断は、国際慣行が合意のための事前交渉の義務を認めていることを判断している⁽²¹⁵⁾。リオ第19原則も「各国は、国境を越えて環境に重大な悪影響をもたらすおそれのある活動について、(略)事前の時宜にかなった通知および関連情報の提供を行い、ならびに早期にかつ誠実にこれらの国と協議しなければならない」⁽²¹⁶⁾としており、これは各国が認める国際慣習法の規則を反映しているとの見解もある⁽²¹⁷⁾。しかしながら、越境河川の利用においてのみならず、重大な越境環境損害を引き起こしうる活動についての通報協議の慣習義務に関して、法的確信を支持する一貫した国家実行の十分な証拠はないとも指摘される⁽²¹⁸⁾。また、環境損害の防止義務の違反を構成する要件としては、少なくとも有形的損害の発生が必要であるとされる⁽²¹⁹⁾。

本件においては、越境損害の発生が予想される活動を英国が行っていたわけではなく、英国による海洋保護区の設定が、モーリシャスに対して重大な越境環境損害をもたらすおそれがあったとも言えない。よって、英国に対して、海洋環境の保護保全の観点から事前の通報協議義務が課されるとは考えにくい。

モーリシャスはまた、第56条2項上、英国には、チャゴス諸島のEEZにおける、モーリシャスの歴史的なアクセス権に対して妥当な考慮を払う義務があり、同国は協議義務を怠ったことにより同条およびEEZに関する一般的な規定である第55条に違反したと主張する。海洋生物資源の保存管理に関連して、MPAを設定する際に、当該水域において歴史的権利を有する国家に対して事前の通報協議を行わなかったことは、国際法上違法であると言えるだろうか。バルバドス／トリニダード・トバゴ境界画定仲裁判断においては、仲裁廷は、歴史的漁業権に関して誠実に交渉する義務に関して、交渉義務の事実と性質に関するラヌー湖事件における仲裁廷の見解が適用可能であるとしている⁽²²⁰⁾。モーリシャスのチャゴス諸島周辺の水域における歴史的権利が認められれば、海洋保護区の設定によって共有天然資源の利用を制限する場合には、英国側に

(215) Affair du lac Lanoux, sentence arbitral. (Espagne et France), *Reports of International Arbitral Awards*, Vol.XII (1963), p.306.

(216) U.N. Doc. A/CONF.151/26 (Vol. I, Annex I), 13 August 1992, Principle 19.

(217) Sands *et al.*, *supra* note 181, p.636.

(218) Mari Koyano, "The Significance of Procedural Obligations in International Environmental Law: Sovereignty and International Co-operation," *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 54 (2011), p.108.

(219) 一之瀬『前掲書』(注205)78頁。

(220) 前掲判決(注200)292段落。

事前通報協議義務が生じる余地は十分にあり、本件において、英国がそれを怠ったと認められる可能性はある。

四. 結びに

海洋保護区は、海洋の環境保全、及び生物多様性の保護の目的から、その設定が国際社会において強く推奨されてきた制度である一方、国際法上の定義が未だ統一されておらず、多様な領域的海洋環境保護措置が「海洋保護区」の名称の下、乱立する状態が続いている。それら「海洋保護区」は、その目的も、その範囲内において執行される規制も様々である結果、海洋保護区の国際法上の位置付けが曖昧なままであり、UNCLOS を始めとする国際法の規則との関係が問題になりうるとされてきた。

たとえば、田中則夫教授は「MPA は、海洋の生物多様性や生態系を保護するという、現実の必要性の認識に基づき提起されている、実定法上の制度的な問題提起にほかならない」⁽²²¹⁾と述べる。

田中嘉文教授は、「種毎のアプローチとは異なり、海洋保護区は特定の区域の海洋生態系を全体的に保護することを意図するものである」⁽²²²⁾とする。

また、加々美康彦准教授は、生物資源の保存管理や海洋汚染の問題に対する個別対処型のアプローチの限界を受けて、「90年代になってにわかになら注目を集めるようになったのが、それまで国連海洋法条約とは別個に発展してきた概念である海洋保護区であった」⁽²²³⁾としつつも、「海上に設定される保護区において沿岸国がとり得る措置は無制限ではなく、海洋法条約の定める管轄権制度との整合性が問題となる」⁽²²⁴⁾ともしている。

従来のUNCLOS を中心とする海洋法秩序で認められてきた措置では十分になされなかった海洋環境の保護のために、現在、新たな制度として海洋保護区が必要とされていることは、「始めに」で挙げた国際文書での度重なる言及などからも明らかであるように思われる。UNCLOS が採択された時期には、予防原則や生態系アプローチといった新しい国際環境法の原則や、あるいは生物

(221) 田中則夫「国際法における海洋保護区の意義」中川淳司、寺谷広司編著『大沼保昭先生記念論文集 国際法学の地平——歴史、理論、実証』（東信堂、2008年）677頁。

(222) Yoshifumi Tanaka, *A Dual Approach to Ocean Governance* (Ashgate, 2008), p. 162.

(223) 加々美康彦「海洋保護区——場所本位の海洋管理——」栗林忠男・秋山昌廣編著『海の国際秩序と海洋政策』（東信堂、2006年）187頁。

(224) 同上、190頁。

多様性のような、今日、国際共同体にとって重要であると考えられるような価値が十分に発達していたとは言えず、それから30年、新たな制度が生成しつつある可能性は十分に考えられる。

その一方で、例えばLagoniは「特に1992年のリオ会議以降、国際的に増加してきた、地域の特別な環境問題に個別に対応するための海洋保護区計画の実行は、それが汚染の防止であれ、希少または脆弱な生態系あるいは絶滅危惧種の生育地の保護及び保全であれ、国連海洋法条約の第7部及び他の関連する条約の履行への、重要な一歩なのである」⁽²²⁵⁾とし、さらに「EEZの特定の法制度に合致しないものは、忍び寄る管轄権(creeping jurisdiction)になる」⁽²²⁶⁾として、海洋保護区の設定をあくまでも従来の海洋法秩序の中に位置付けようとする。

本件においては、英国が仲裁廷の管轄権を争っていることもあり、本稿で検討したような海洋保護区の設定に関する争点が判断されるかどうかは不明である。本案が判断されるにしても、チャゴス諸島の領有権に関する争点が中心となる可能性もある。しかしながら、英国の設定した海洋保護区の是非に関してもし判断がなされれば、本件は、海洋保護区に関する初めての国際仲裁判断となる。

大型の海洋保護区の設定が、UNCLOSを中心とする従来の海洋法の中に位置付けられるのか、あるいは海洋法と国際環境法の調和をはかる、国際法上の新たな制度として位置付けられるのか、仲裁廷の判断が注目される。

(本学大学院博士後期課程)

(225) Lagoni, *supra* note 7, p.158.

(226) *Ibid.*